

## 参考資料

### 1 吉賀町地域公共交通活性化協議会における検討経緯

| 回次  | 実施日            | 協議事項                                                                                    |
|-----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成30年10月31日（水） | （1）地域公共交通網形成計画について<br>（2）吉賀町の地域概況と公共交通の現状について<br>（3）各種調査の実施方針について<br>（4）住民アンケート調査結果について |
| 第2回 | 平成31年3月15日（金）  | （1）各種調査結果を踏まえた問題点と課題について<br>（2）その他                                                      |
| 第3回 | 令和元年9月2日（月）    | （1）吉賀町地域公共交通網形成計画（案）について<br>（2）その他                                                      |
| 第4回 | 令和元年11月18日（月）  | （1）吉賀町地域公共交通網形成計画（案）について<br>（2）タクシー助成事業実証実験について<br>（3）その他                               |

## 2 吉賀町地域公共交通活性化協議会条例

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組の推進に関し必要な協議を行うため吉賀町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を吉賀町六日市750番地に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本町における地域公共交通の在り方の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- (4) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者につき町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 公共交通事業者その他網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 町民又は地域公共交通の利用者等
- (6) 医療又は福祉に関する団体その他の関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (7) 町職員
- (8) その他町長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、やむを得ない事由により協議会の会議に出席できないときは、その委員の所属する機関等の他の者に権限を委任し、その者を代表者として出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則公開とする。ただし、会長が、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、非公開で行うことができる。

(協議結果の尊重)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第8条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員が会議に出席したときは、別に定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

(1) 国又は地方公共団体の常勤職員である者

(2) 前号に掲げる者のほか、申出のあった委員

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、吉賀町企画課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、その委嘱又は任命の日から平成33年3月31日までとする。

(吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

3 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成17年吉賀町条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表吉賀町表彰審議会の項の次に次のように加える。

|                 |     |     |        |
|-----------------|-----|-----|--------|
| 吉賀町地域公共交通活性化協議会 | 委 員 | 日 額 | 6,300円 |
|-----------------|-----|-----|--------|

### 3 吉賀町地域公共交通活性化協議会委員 委員名簿

| 条例区分                                      | 所属                           | 役職        | 氏名     | 備考       |
|-------------------------------------------|------------------------------|-----------|--------|----------|
| (1) 副町長                                   | 吉賀町                          | 吉賀町副町長    | 赤松 寿志  |          |
| (2) 公共交通事業者その他網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 | 六日市交通有限会社                    | 代表取締役     | 村上 智孝  |          |
|                                           | 有限会社柿木産業                     | 代表取締役     | 岡野 憲司  |          |
|                                           | 石見交通株式会社                     | 安全輸送部長    | 渡辺 健一  |          |
|                                           | 吉賀町教育委員会                     | 統括主幹      | 重藤 剛   |          |
|                                           | 合資会社共栄会                      | 代表        | 堀田 武史  |          |
|                                           | 吉賀町総務課 吉賀高等学校支援室             | 課長補佐      | 向井 幹男  |          |
| (3) 道路管理者                                 | 島根県益田県土整備事務所<br>津和野土木事業所     | 管理課長      | 藤原 健司  | 第2回協議会まで |
|                                           |                              |           | 末松 宏史  | 第3回協議会から |
|                                           | 吉賀町建設水道課                     | 建設水道課長    | 早川 貢一  |          |
| (4) 公安委員会                                 | 島根県津和野警察署                    | 交通課長      | 安田 清則  |          |
| (5) 町民又は地域公共交通の利用者等                       | 蔵木公民館                        | 館長        | 山吹 薫   | 第2回協議会まで |
|                                           |                              |           | 池下 弘幸  | 第3回協議会から |
|                                           | 六日市公民館長                      | 館長        | 寺戸 達志  |          |
|                                           | 朝倉公民館長                       | 館長        | 能美 勝臣  |          |
|                                           | 上高尻自治                        | 前会長       | 白石 淳雄  |          |
|                                           | 柿木公民館                        | 館長        | 桑原 恒夫  |          |
|                                           | 民生児童委員                       |           | 齋藤 美代子 |          |
|                                           | 民生児童委員                       |           | 本廣 明美  |          |
|                                           | 民生児童委員                       |           | 齋藤 文江  |          |
| (6) 医療又は福祉に関する団体その他の関係団体の代表者又はその推薦を受けた者   | 吉賀町社会福祉協議会                   | 総合相談支援所長  | 大下 ちほみ | 第1回協議会まで |
|                                           |                              | 在宅福祉部長    | 永田 和代  | 第2回協議会から |
|                                           | 特定非営利活動法人地域活動支援センター<br>よしかの里 | 理事長       | 橋本 俊郎  |          |
|                                           | 社会医療法人 石州会 六日市病院             | 総務人事課長    | 高橋 まゆみ |          |
| (8) その他町長が必要と認める者                         | 吉賀町商工会                       | 事務局長      | 谷尻 賢二  |          |
|                                           | 国土交通省中国運輸局 島根運輸支局            | 首席運輸企画専門官 | 今岡 俊之  | 第2回協議会まで |
|                                           |                              |           | 鬼村 まり子 | 第3回協議会から |
|                                           | 島根県地域振興部 交通対策課               | 企画幹       | 光明 浩徳  | 第2回協議会まで |
|                                           |                              | 主任        | 陰山 透   | 第3回協議会から |

#### 4 用語説明

| 用 語 |                      | 解 説                                                                            |
|-----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ア行  | アプリ                  | アプリケーションの略で、利用者の作業の目的に応じて使用するソフトウェア。                                           |
|     | OD 表                 | 起点（origin）と終点（destination）の停留所間の交通量（人数）を表にしたもの。                                |
| カ行  | 区域デマンド               | デマンド型乗合交通のうち、運行ルートを固定せず、区域で行う形態の造語。                                            |
|     | 公共交通不便地域             | 鉄道駅や停留所から離れているため公共交通が利用しにくい地域で、本町においては、停留所から半径 300 m 圏外を公共交通不便地域と定義する。         |
| サ行  | 市町村運営有償運送            | 市町村自らが、当該市町村内の交通空白地において、当該市町村内の住民等の運送を行うもの。                                    |
| タ行  | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 | 「交通政策基本法」の理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成等について定めた法律（平成 19 年法律第 59 号）。          |
|     | 地域支え合い会議             | 地域にまつわる様々な福祉課題解決のための手法や、地域活動の取組みを共有し生活支援サービスへの活用について検討する協議体。公民館単位で地区ごとに開催。     |
|     | デマンド型乗合交通            | 需要（デマンド）に応じて乗合旅客運送を行うもので、利用者からの予約があった時のみ運行する。バスまたはタクシー車両を用いるが、その両方の場合を総称した名称。  |
|     | デマンド型乗合タクシー          | 需要（デマンド）に応じて乗合旅客運送を行うもので、利用者からの予約があった時のみ運行する。乗車定員 11 人未満のタクシー車両を用いる場合の名称。      |
| ナ行  | 79 条登録               | 自家用有償旅客運送。<br>自家用有償旅客運送を行おうとするものは、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない旨が道路運送法第 79 条に記載されている。 |
| ハ行  | ふれあいサロン              | 高齢者の閉じこもり防止や社会的役割の創出など、生きがいつくりにつながる取組みを行うための集いの場。地域住民が主体となって運営し、町内に 35 か所ある。   |

|    |           |                                                                                   |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ヤ行 | 4 条許可     | 一般旅客自動車運送事業。<br>一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない旨が、道路運送法第 4 条に記載されている。 |
| ラ行 | 路線定期運行    | 一般乗合旅客自動車運送事業のうち、ルート、ダイヤが固定されている運行。路線バスや高速バスなどが該当する。                              |
|    | 路線不定期運行   | 一般乗合旅客自動車運送事業のうち、ルートは固定されているが、ダイヤが固定されていない運行。                                     |
| ワ行 | ワークショップ形式 | 参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態。     |

## 吉賀町地域公共交通計画

発行日：令和元年 11 月

発行者：吉賀町

事務局：吉賀町企画課

〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市 750 番地